

昭和五十五年度

資料調査報告書 第八集

—会見郡法勝寺村八幡宮社家  
平井家文書—

## 序にかえて

資料調査報告第八集は、昭和五〇年一〇月、平井澄氏から寄贈された神道裁許状を中心とする一八点の文書についての調査報告である。

平井家は、もと西伯郡西伯町法勝寺の長田神社（古くは会見郡長田庄八幡宮といつた）の神職で、家伝によると慶長期の初代平井甚左衛門友次から澄氏まで一八代つづいた由緒ある旧家である。

澄氏は、山陰合同銀行にお勤めで、神職をつがず、平井家は長田庄八幡宮の社家をやめることになった次第である。

池田家史料の中にも、寺社関係史料があり、本報告書にも一部、長田庄八幡

神社関係について紹介しているが、いわゆる社家文書は平井氏の寄贈された文

書が当館唯一の文書である。

さらに、平井家が社家であった法勝寺の八幡宮は長田庄の中心に位置した神社であり、長田庄全体の産土神であった。長田庄についてはくわしく知られていないが、長田庄の中の賀祥村白山神社には、元応二年（一二三〇）の光背銘をもつ鉄仏（県保護文化財）があり、早くからひらけたこの地域にはほかにも中世の遺物も多く、これ等に思いをはせるとき、平井家文書は近世の古文書でありながら、長田庄のことを考えさせてくれる興味深い史料である。

家代々に伝えられた貴重な文書を快よく御寄贈いただいた平井澄氏にあらためて心からお礼を申しあげて刊行の辞としたい。

昭和五十六年三月

鳥取県立博物館長

前田寿男

## 目次

### 次

#### 序にかえて

#### I 平井家文書目録

1

#### II 平井家文書写真版

2

#### III 平井家文書解説文

3

#### IV 神道裁許状について

4

#### V 平井家と会見郡長田庄について

5

##### 1. 平井家について

6

##### 2. 会見郡長田庄

7

##### 3. 西伯町地図

8

##### 4. 長田庄の村々と産土神

9

##### 5. 長田庄法勝寺村の社家

10

##### 6. 社家と持宮

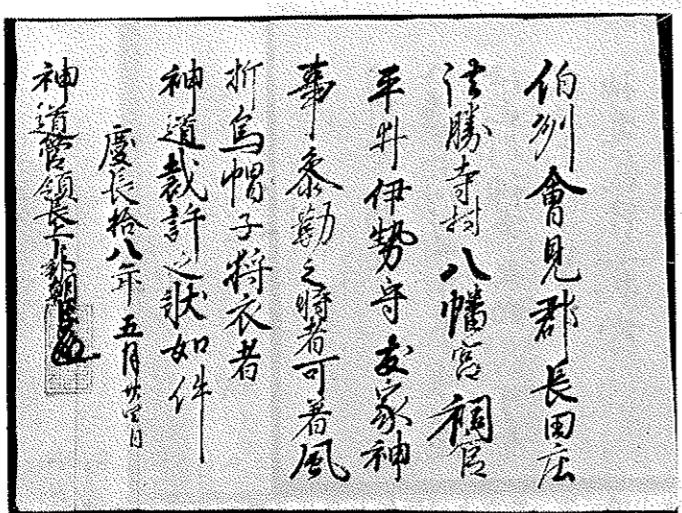
11

##### あとがき

12

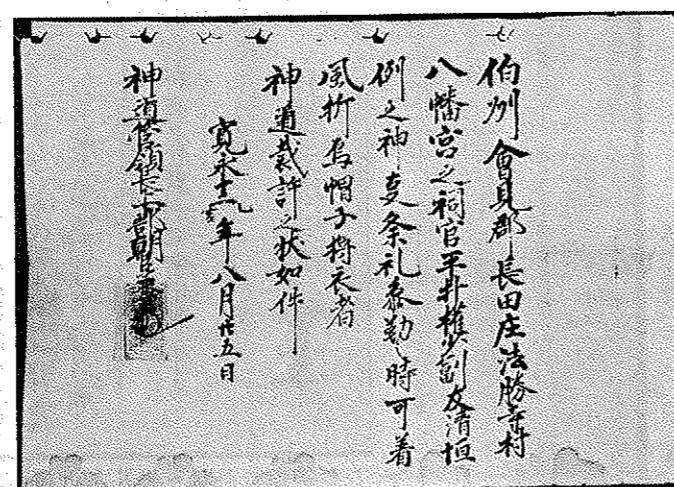
13 14 15 16 17 18 19

## I 平井家文書目録



1. 神道裁許状 平井伊勢友家 慶長十八年五月廿四日

## II 平井家文書写真版



2. 神道裁許状 平井權少副友清 寛永十二年八月廿五日



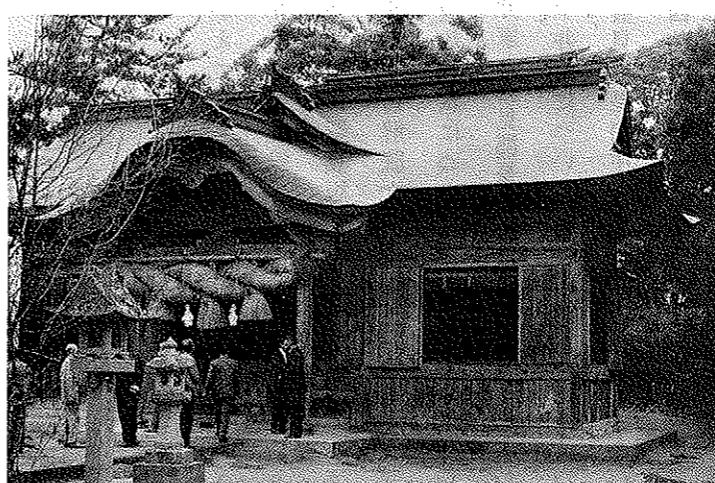
3. 神道裁許状 平井對馬守友林 正保丁亥(四)年七月朔日

- |                        |  |   |    |    |
|------------------------|--|---|----|----|
| 1 神道裁許状                | 平井伊勢友家   | 慶長十八年五月廿四日  | 堅紙 | 一通 |
| 2 神道裁許状                | 平井權少副友清  | 寛永十二年八月廿五日  | 堅紙 | 一通 |
| 3 神道裁許状                | 平井對馬守友林  | 正保丁亥(四)年七月朔日  | 堅紙 | 一通 |
| 4 神道裁許状                | 平井權少輔元清  | 寛文九己酉年七月廿八日   | 堅紙 | 一通 |
| 5 神道裁許状                | 平井左近將清   | 延享二年七月廿六日   | 堅紙 | 一通 |
| 6 神道裁許状                | 平井淡路守友家  | 明和二年四月八日  | 堅紙 | 一通 |
| 7 神道裁許状                | 平井安芸藤原友正   | 寛政元年八月廿三日   | 堅紙 | 一通 |
| 8 神道裁許状                | (平井安芸) 藤原友正  | 寛政元年八月廿三日   | 堅紙 | 一通 |
| 9 神道裁許状                | 平井伊勢藤原友孝   | 嘉永元年七月十五日   | 堅紙 | 一通 |
| 10 神道裁許状               | 平井丹波藤原友貞   | 文久三年八月廿一日   | 堅紙 | 一通 |
| 11 神道裁許状               | 平井丹波藤原友貞   | 文久三年八月廿一日   | 堅紙 | 一通 |
| 12 神道裁許状               | 平井山城藤原友寿   | 文久三年八月廿一日   | 堅紙 | 一通 |
| 13 (会見郡駢牛村利寿権現社等屋根葺替願) | 年寄次郎右衛門・庄屋半次郎  | 吉田平馬宛 安永四年三月  | 堅紙 | 一通 |
| 14 (相対勸化許可状)           | (平井淡路持宮利寿権現社造立のため、願いの通り、西伯耆三郡村々相対勸化を許可したこと)                                    | (寺社奉行) 吉田平馬 安永四年四月  | 堅紙 | 一通 |
| 15 (寺社方下役用状)           | (会見郡駢牛村利寿権現社修覆のため、神主平井淡路に汗入・会見・日野三郡での相対勸化を許可した。廻村の節は宿の手配・助情等心付けるよう村々庄屋へ申付けること) | (寺社方下役) 上原茂右衛門・吉田直左衛門・小田庄太夫・原田忠次郎・清水善平 (汗入・会見・日野三郡宗旨庄屋) 門脇昇兵衛・瀬尾伊右衛門・加藤庄左衛門・生田兵右衛門・古都左次右衛門・篠田善兵衛・飛田義兵衛宛 (安永四年) 五月朔日 | 堅紙 | 一通 |
| 16 (神札配当許可状)           | (会見郡法勝寺村神職平井伊勢奉仕の社修覆のため、伯州郡々へ神札配当を願の通り許可)                                      | (寺社奉行) 小谷彦次郎 郡々宗旨庄屋宛 慶応二年十月   | 堅紙 | 一通 |

14 (相対勸化許可状) (平井淡路持宮利寿権現社造立のため、願いの通り、西伯耆三郡村々相対勸化を許可したこと) (寺社奉行) 吉田平馬 安永四年四月

15 (寺社方下役用状) (会見郡駢牛村利寿権現社修覆のため、神主平井淡路に汗入・会見・日野三郡での相対勸化を許可した。廻村の節は宿の手配・助情等心付けるよう村々庄屋へ申付けること) (寺社方下役) 上原茂右衛門・吉田直左衛門・小田庄太夫・原田忠次郎・清水善平 (汗入・会見・日野三郡宗旨庄屋) 門脇昇兵衛・瀬尾伊右衛門・加藤庄左衛門・生田兵右衛門・古都左次右衛門・篠田善兵衛・飛田義兵衛宛 (安永四年) 五月朔日

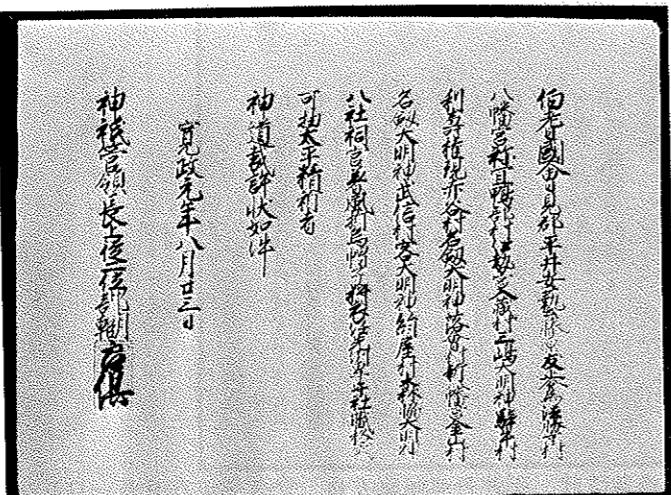
16 (神札配当許可状) (会見郡法勝寺村神職平井伊勢奉仕の社修覆のため、伯州郡々へ神札配当を願の通り許可) (寺社奉行) 小谷彦次郎 郡々宗旨庄屋宛 慶応二年十月



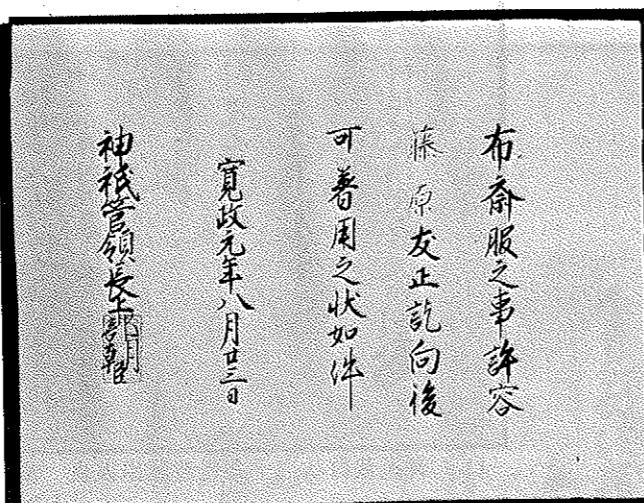
西伯町法勝寺 長田神社

17 (宗旨庄屋別触仰付申渡書) (一代限り格紙一本紙・宗旨庄屋別触、惣幣頭直作廻に仰付る。) (寺社奉行) 会見郡法勝寺村祠官平井伊勢宛  
(年月不詳)

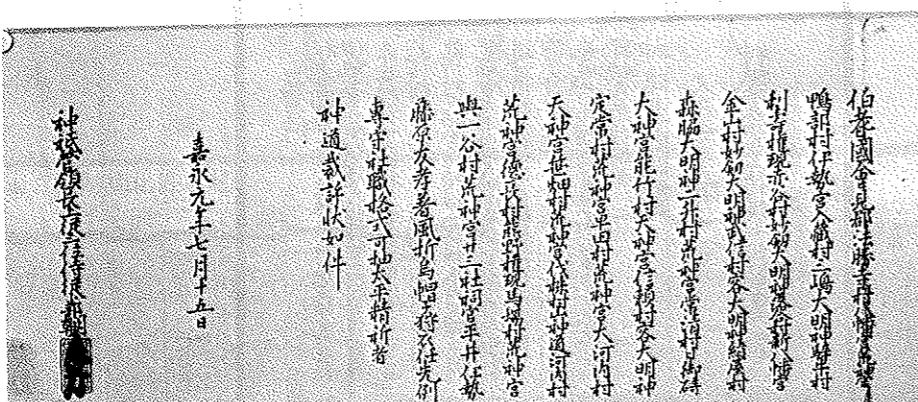
18 (浜田九郎左衛門・瀬尾伊右衛門書状残欠) (利寿権現社建立の相対勸化について) (平井淡路宛か) (年不明) 申十一月 切紙 一通



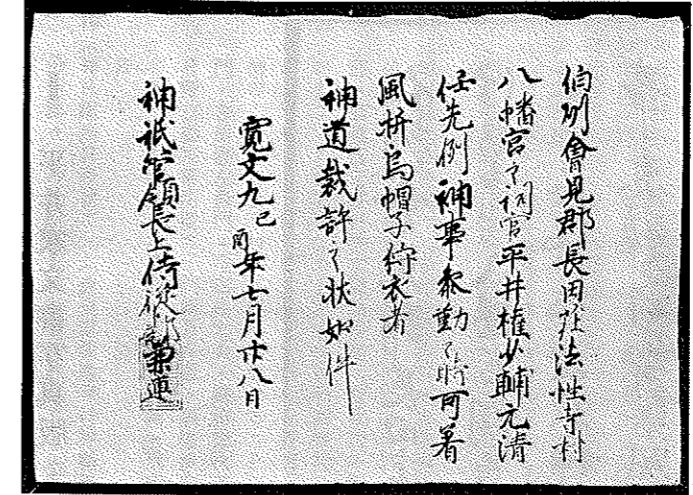
7. 神道裁許状 平井安芸藤原友正 寛政元年八月廿三日



8. 神道裁許状 (平井安芸) 藤原友正 寛政元年八月廿三日



9. 神道裁許状 平井伊勢藤原友孝 嘉永元年七月十五日



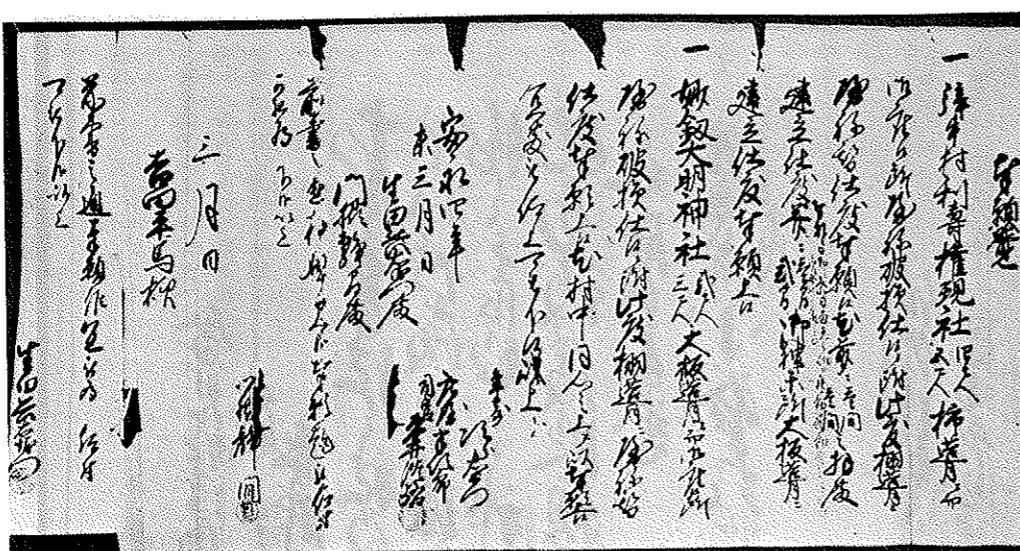
4. 神道裁許状 平井權少輔元清 寛文九己酉年七月廿八日



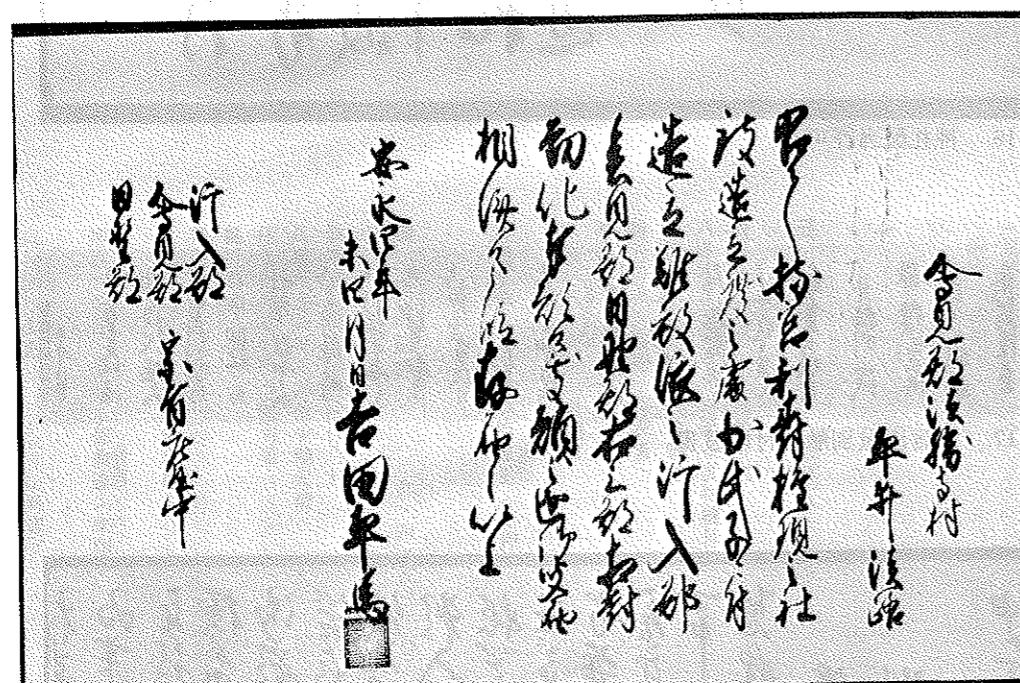
5. 神道裁許状 平井左近將清 延享二年七月廿六日



6. 神道裁許状 平井淡路守友家 明和二年四月八日



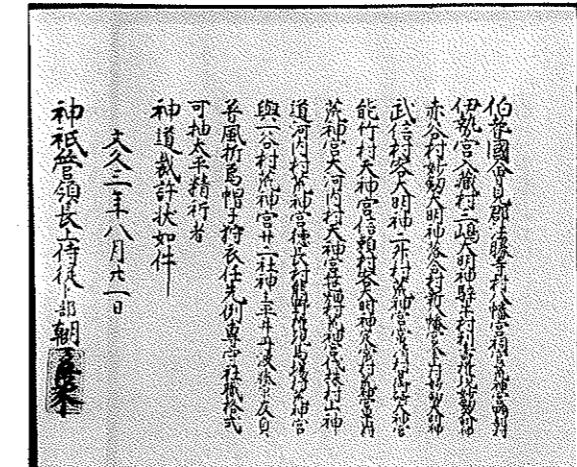
13. 会見郡牛村利寿権現社等屋根葺替願



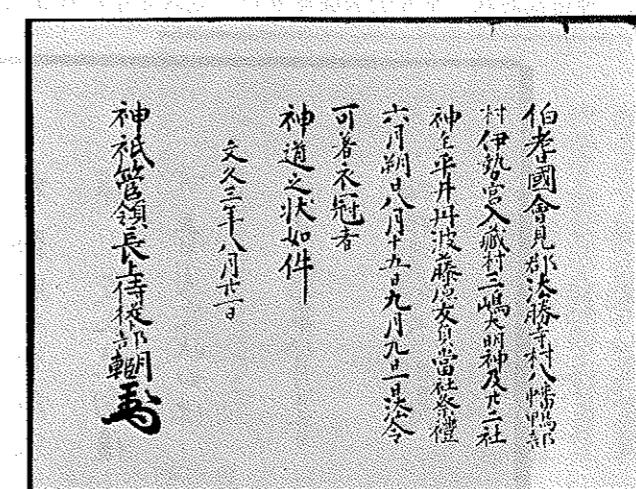
14. 相對勸化許可状



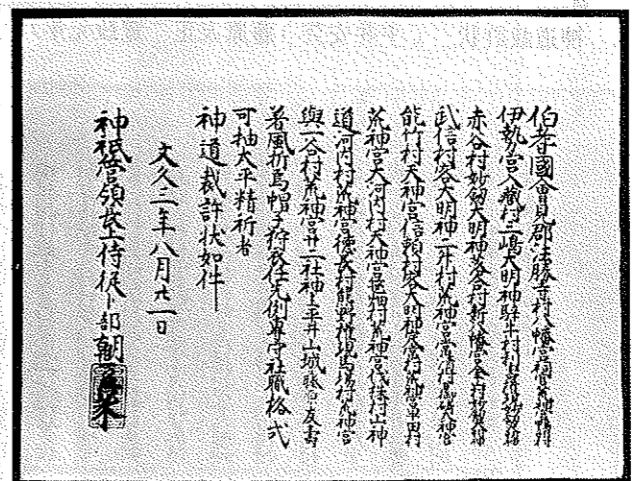
15. 寺社方下役用状



10. 神道裁許状 平井丹波藤原友貞 文久三年八月廿一日



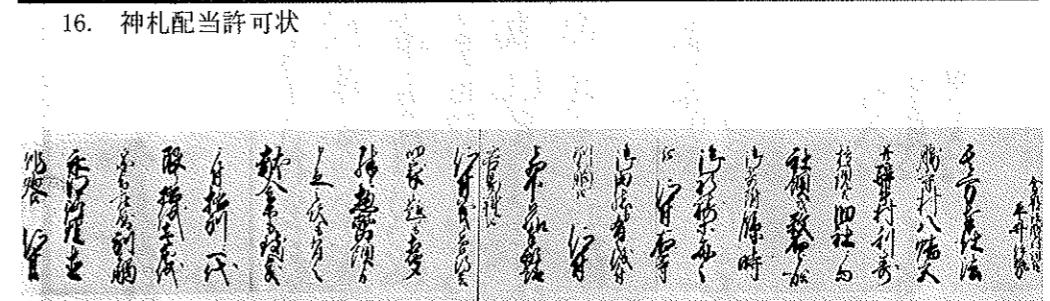
11. 神道裁許状 平井丹波藤原友貞 文久三年八月廿一日



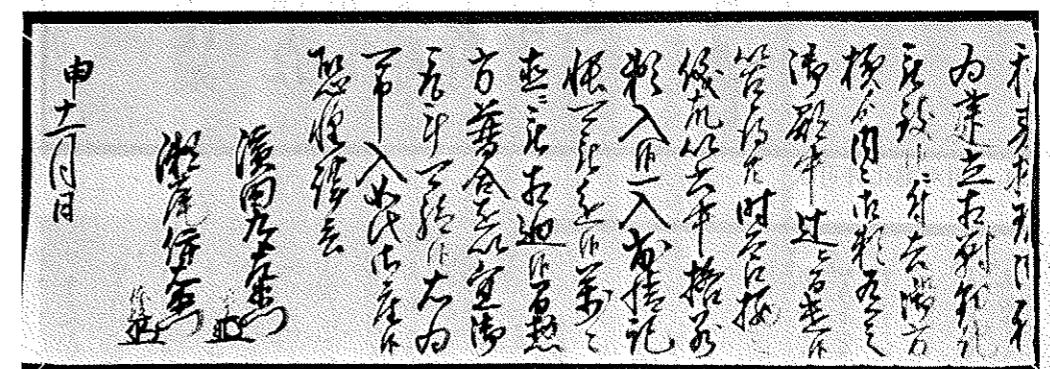
12. 神道裁許状 平井山城藤原友寿 文久三年八月廿一日



16. 神札配当許可状



17. 宗旨庄屋別触仰付申渡書



18. 浜田九郎左衛門・瀬尾伊右衛門書状残欠

### III 平井家文書解読文

#### 一、神道裁許状 (三四・五×四四・九)

(単位センチメートル)

伯州会見郡長田庄  
法勝寺村八幡宮祠官  
平井伊勢守友家神  
事參勤之時可着風  
折鳥帽子ヲツバ狩衣者  
神道裁許之狀如件  
慶長拾八年五月廿四日

神道管領長上ト部朝臣（花押）（朱印）

（上包紙）上書  
平井伊勢守

慶長十八

#### 二、神道裁許状 (三八・五×五一・八)

伯州会見郡長田庄法勝寺村

八幡宮之祠官平井權少副友清恒  
例之神事祭礼參勤之時可着  
風折鳥帽子狩衣者

神道裁許之狀如件  
寛永十二乙亥年八月廿五日

神道管領長上ト部朝臣兼英（花押）（朱印）

（包紙）上書

（異筆）

（包紙）上書  
伯州会見郡長田庄法勝寺村  
平井權少副  
寛永十二

#### 三、神道裁許状 (三八・一×五三・一)

伯州会見郡長田庄法勝寺村  
八幡宮之祠官平井對馬守友林續目之  
一通遣之任先例神事參勤之  
時可着風折鳥帽子狩衣者  
神道裁許之狀如件  
正保四丁亥年七月朔日

神道管領長上ト部朝臣兼里（花押）（朱印）

神道裁許之狀如件  
寛文九己酉年七月廿八日

神祇管領長上侍從ト部兼連（朱印）  
（兼敷）

伯州会見郡

正保四

平井対馬守

寛文九

平井権少輔

## 七、神道裁許状（四五・四×五八・〇）

伯耆国会見郡平井安芸藤原友正令為法勝寺村  
八幡宮称宣鷺部村伊勢宮入藏村三嶋大明神駢牛村  
利壽權現赤谷村名劔大明神落合村新八幡宮金山村  
名劔大明神武信村客大明神絹屋村森脇大明神

八社之祠官平井左近將清着風折烏帽子狩衣  
先任例可專神役者  
神道裁許之狀如件

延享二年七月廿六日  
伯耆国会見郡法勝寺村八幡宮称宣鷺部村  
伊勢宮入藏村三嶋大明神駢牛村利壽權現赤

谷村名劔大明神落合村新八幡宮金山村名劔大明神  
武信村客大明神絹屋村森脇大明神八社之祠官  
平井淡路守友家着風折烏帽子狩衣任先例  
可專神役者

神道裁許之狀如件

神祇管領長上正三位行神祇權大副兼侍従  
卜部朝臣<sup>良延</sup>兼雄（朱印）

神祇管領長上正三位行神祇權大副兼侍従  
卜部朝臣<sup>良延</sup>兼雄（朱印）

## 六、神道裁許状（四五・六×五八・四）

伯耆国会見郡法勝寺村八幡宮称宣鷺部村

伊勢宮入藏村三嶋大明神駢牛村利壽權現赤

谷村名劔大明神落合村新八幡宮金山村名劔大明神  
武信村客大明神絹屋村森脇大明神八社之祠官

平井淡路守友家着風折烏帽子狩衣任先例  
可專神役者

神道裁許之狀如件

明和二年四月八日

八、神道裁許状（四五・四×五八・五）

伯耆国会見郡法勝寺村八幡宮荒神宮  
利壽權現赤谷村妙劔大明神落合村新八幡宮  
金山村妙劔大明神武信村客大明神絹屋村

神祇管領長上從二位卜部朝臣良俱（朱印）

神祇管領長上從二位卜部朝臣良俱（朱印）

神祇管領長上從二位卜部朝臣良俱（朱印）

神祇管領長上從二位卜部朝臣良俱（朱印）

神祇管領長上從二位卜部朝臣良俱（朱印）

## 九、神道裁許状（四五・一×一一五・五）

伯耆国会見郡法勝寺村八幡宮荒神宮

利壽權現赤谷村妙劔大明神落合村新八幡宮

金山村妙劔大明神武信村客大明神絹屋村

神主平井丹波藤原友貞當社祭禮

六月朔日八月十五日九月九日一日法令

可着衣冠者

神道之狀如件

文久三年八月廿一日

神祇管領長上侍従卜部朝臣（花押）

神祇管領長上侍従卜部朝臣（花押）

## 十、神道裁許状（四五・九×五九・九）

伯耆国会見郡法勝寺村八幡宮祠官荒神鷲部村

伊勢宮入藏村三嶋大明神駢牛村利壽權現妙劔大明神

赤谷村客大明神落合村新八幡宮金山村妙劔大明神

武信村客大明神落合村新八幡宮金山村妙劔大明神

能竹村天神宮信頼村客大明神定常村荒神早田村

荒神宮大河内村天神宮信頼村荒神宮伐株村山神

道河内村荒神宮德長村熊野權現馬場村荒神宮

与一谷村荒神宮廿二社神主平井丹波藤原友貞

着風折烏帽子狩衣任先例專守社職格式

可抽太平精祈者

神道裁許状如件

文久三年八月廿一日

神祇管領長上侍従卜部朝臣良義（朱印）

十三、「会見郡驛牛村利寿権現社等屋根葺替願」

奉願覺

一驛牛村利寿権現社五尺補葺ニ而御座候所、屋根破損仕候ニ附、此度糊葺ニ

屋根替仕度奉願候、尤前ニ老闇之拜殿建立仕度奉願候。(御祭日兩天之砌ハ神勤等難勤難儀仕候間御社之前ニ)。

并ニ<sup>二</sup>式間御神樂所大板葺ニ

建立仕度奉願上候。

妙効大明神社三尺大板葺ニテ御座候所屋根破損仕候ニ付、此度糊葺ニ屋根替

仕度奉願上候、尤村中同心之上ヲ以奉願上候宜敷被仰上可被下候。以上

安永四年  
未三月日  
生田兵右衛門殿  
門脇静間殿

安永四年  
未三月日  
庄屋  
半次郎  
司官  
平井淡路  
年寄 次郎右衛門  
門脇静間  
庄屋  
半次郎  
司官  
平井淡路  
④ ⑤ ⑥ ⑦

安永四年  
末四月日  
吉田平馬(黒印)  
汗入郡  
会見郡  
宗旨庄屋中  
日野郡  
相濟候之段存届候、以上

十四、「相對勸化許可狀」

(朱書)

会見郡法勝寺村  
平井淡路

末四月廿日ヨリ  
同六月十日迄

右之持宮利寿権現之社致造立度之處、少氏子ニ付造立難致、依之汗入郡

會見郡日野郡右三郡相對勸化奉願候處、願之通御聞届

汗入郡宗旨庄屋中

吉田平馬(黒印)  
汗入郡  
会見郡  
宗旨庄屋中  
日野郡  
相濟候之段存届候、以上

安永四年  
末四月日  
吉田平馬(黒印)  
汗入郡  
会見郡  
宗旨庄屋中  
日野郡  
相濟候之段存届候、以上

汗入郡宗旨庄屋中  
吉田平馬(黒印)  
汗入郡  
会見郡  
宗旨庄屋中  
日野郡  
相濟候之段存届候、以上

十五、「寺社方下役用狀」

一筆申入候、然者會見郡

驛牛村利壽権現之社及破損候処、小氏子ニ付

修復難叶、依之汗入郡

會見郡日野郡相對

勸化之儀神主平井

淡路奉願御聞届相濟

此度致廻村候間少々助情ニも相成候様并宿等之儀

心ニ付候様村々庄屋迄可被申付候、不悉

十六、「神礼配当許可状」

会見郡法勝寺村  
神職平井伊勢  
右者奉仕之社及大破  
缺之處、修復自力難相叶、  
依之其御郡々江神社  
配當致し度段願之通  
承届候。不悉

（朱書）  
米ル卯九月限  
伯州御郡々  
宗旨庄屋中

五月朔日  
上原茂右衛門  
(花押)  
吉田直左衛門  
(花押)  
小田庄太夫  
(花押)  
清水善平  
(花押)  
汗入郡  
門脇昇兵衛殿  
会見郡  
瀬尾伊右衛門殿  
同郡  
加藤庄左衛門殿  
同郡  
生田兵右衛門殿  
日野郡  
古郡左次右衛門殿  
同郡  
猿田善兵衛殿  
同郡  
飛田義兵衛殿

十七、「宗旨庄屋別触仰付申渡書」

会見郡法勝寺村洞官  
平井伊勢

其方奉仕法勝寺村八幡宮

并驛牛村利壽権現共旧社ニ而

社領茂数石被成御寄附、臨時

御祈禱等毎々被仰付、右等

御山緒も有之儀ニ付別觸被仰付

被為下候様奉願趣容易難被仰付義ニ者候得共、旧家之趣ニも相聞

殊ニ惣幣頭より申立之訳も有之

献金等も致し候義ニ付格別ニ一代

限り格紙壹本紙宗旨庄屋別觸

永江修理直作廻被仰付候。

十八、「浜田九郎左衛門・瀬尾伊右衛門書狀残欠」

(前欠)

利壽権現御社為建立相對勸化被致候ニ付、去る御方様より内々御願有之御郡中近ニ而遣候管候得共、時節柄之儀故、以書中格別頼人候一入出精記帳可被進候、萬々直ニ被相廻候間惣方普合を以宜御取斗可給候、右為可申入如此御座候。恐惶謹言

（朱書）  
浜田九郎左衛門  
榮農(花押)  
瀬尾伊右衛門  
棟波(花押)  
寅十月  
小谷彦次郎  
申十一月  
(後欠)

## IV 神道裁許状について

神道裁許状（しんとうさいきょじょう） 吉田神道を宣揚し、全国の神社、

神職を支配して来た吉田家で、当時の神職たちに下された種々の許可状のこと。

中世末期以来、明治維新まで行なわれた。その内容は、(1)神道相伝に関するもの。(2)神職の身分に関するもの。(3)神職（その他特殊な芸能人）の服飾に関するもの。(4)神体勧請に関するもの、の四つに大別できる。(1)に属するものに、

日所作次第・参詣次第・奉幣略次第・遷宮祝詞・六月祓歌

文・勝軍治要祓・六畜之祓・神道誕生安平加持・湯立大事・神道鳴弦大事・上

棟之儀・劔兜文・清祓卷・十八神道次第・葬祭次第等がある。(2)は、当職再勤・

兼帶社・神拝祈禱・改名・神主号・大宮司号・一日法令・神子御許状・先例繼

目・宮位御添狀・後見代勤・別當御許狀等。(3)は、千早・紗狩衣・風拂淨衣・

上棟之節風折白張・日陰同立系・把笏・浅沓・四組木綿崩黄四組掛等。(4)は、

御張飭請・御幣飭請・幣帛・神階幣帛等がある。就中(3)の服飾に関するものが

多い。永祿元年あたりから四足二足食用裁許のごときも出ており、神職の生活

全面にふれるようになる。これらの裁許状は、吉田家の老職鈴鹿氏によって

認められた。鈴鹿氏は裁許状の見本ともいべき「御許状物案」という一冊の

書類を座右に置き、その申出に応じたが、その形式は、切紙・横折中高二つ折

横折中高堅書・横折御許狀・延中高堅書などと細かく規定されており、料紙も

切紙や特に宿紙を用いた場合もある。兼俱の代から多く実施されてくるが、兼

満・兼右・兼見代のものが特に多く、近世に入り、幕府の保護の下にかなりの

権威を示した。このような裁許状発行の意図するところは、応仁の大乱後、神

祇官代として全國の神社・神職を支配する地位にあった吉田家が、その統制力

を、思想並びに行政面に伸ばし、更に吉田神道を全國的に宣布しようとする

ところにあつたと、平田篤胤は「俗神道大意」で手敵しきれを非難しているが

しかしこれは所謂「永宣旨」の慣習が一段と拡大せられたものと見られ、よつ

てその形成からいえば、吉田家の發令に過ぎないが、その性質に於ては國家の

任務であり、その効果に於ては朝廷よりせられたと一向に変りないという一種

の変態的制度が始められたことになった訳で、一家の私的行為と單に決めつけ

ることは出来ない。神道裁許状は、各地に現存しているものも多く、吉田神道研究のためには多く裏物を蒐集することが必要。

(『神道辭典』安津素彦編・堀書店刊)

## V 平井家および会見郡長田庄について

### 1. 平井家について

平井家は、伯耆国会見郡法勝寺村の八幡宮（現在の鳥取県西伯郡西伯町法勝寺の長田神社）の社家であった。平井家の記録（平井亮氏作成または書写のも）によると、平井家は

元和 八幡宮神主 平井甚左御門藤原友次 自天正十三年以前八幡宮造営棟

二代 同 平井伊勢守 同 友家 天正十六年十一月官位

三代 同 平井傳之祐 同 友綱 利寿權現棟札

四代 同 平井權少輔 友清 寛永十二年乙亥八月廿五日官位

五代 同 平井丹後守 友林 正保四年丁亥年七月朔日官位

六代 同 平井對馬守 友清 延享二年七月廿六日官位

七代 同 平井左近将 友綱 利寿權現棟札

八代 同 平井權少輔 友清 寛永十二年金山鎌倉神社棟札記載

九代 八幡宮祠宮 平井主馬守（頭）友将 元祿十二年金山鎌倉神社棟札記載

十代 同 平井左近将 友清 正保四年丁亥年七月朔日官位

十一代 同 平井丹後守 友綱 利寿權現棟札

十二代 同 平井市之守（市正）友正 寛政元年八月廿三日官位

十三代 同 平井伊勢守 友孝 嘉永元年七月十五日官位

十四代 同 平井山城守 友寿 文久三年八月廿一日官位

十五代 神主 同 平井丹波守 友貞 明和二年四月八日官位

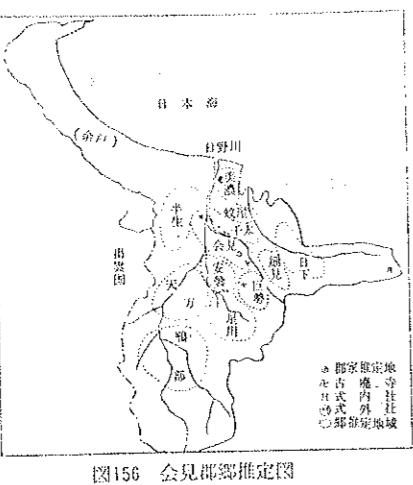
十六代 長田神社社司 平井龟麿 友涙 明治廿七年十二月十八日任命

十七代 長田神社社掌 平井 亮 友溥 明治四十年七月十日任命

十八代 平井 澄 友紀 昭和十年七月十五日拜命

伯耆国会見郡長田庄八幡宮の社家平井氏は、この記録によれば平井甚左衛門友次にはじまり、現当主平井澄氏まで十八代におよぶが、この記録にはいくつかの疑問点もある。この記録は、八幡宮、利寿權現社・鎌倉神社等に残る棟札や平井家に伝えられた神道裁許状等により編成されたらしいが、二代神祇太夫である。また十二代の平井左近将藤原清延は、神道裁許状によれば、平井左近藤原将清である。また十四代平井丹波守友貞と十五代平井丹波守友貞については、文久三年八月廿一日法令可着衣冠者（日録十一号文書）という神道裁許状が給与されており、友寿・友貞の関係はどのようなものであったか疑問が残る。

しかし、平井家十八代の中にはこのような疑問が残るとはいえ、平井家は天正十三年より、あるいはそれ以前より会見郡長田庄八幡宮の社家として連綿として続いた家であり、「旧家」であることにはちがいないのである。



### 2. 会見郡長田庄

『和名抄』によると、

会見郡には日下・細見・

美濃・安藝・巨勢・蚊屋

・天萬・千太・会見・星

川・鴨部・半生の十二郷

がある。『鳥取県史』（

一 原始古代）では、これ

等の郷を上の図のように

推定している。これによ

ると現在の西伯町は、鴨

たりがあるが、この泰親は泰頼の後をついだ人物の一人であったであろう。こ

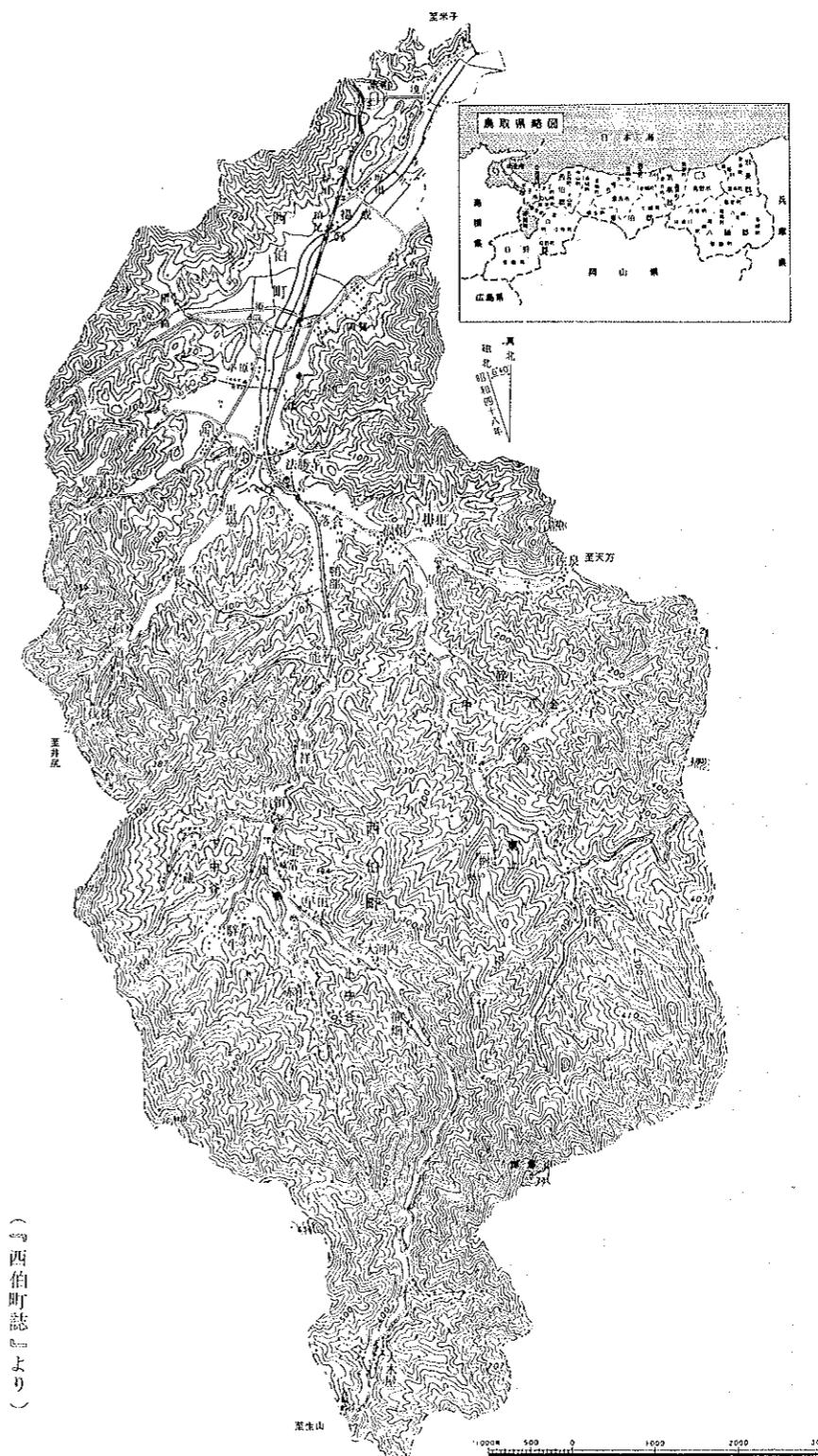
部郷に入ることになる。鴨部郷について、同書は「旧法勝寺村及び両長田村の地域、大國村の一部も含むかも知れない。『正倉院文書』（神護景雲四年優婆塞貢進文）に『賀茂部秋麻呂年廿伯耆国会見郡賀茂郷戸主賀茂部馬戸口』とみえるのは、おそらく当郷の有力な豪族であったであろう。今に鴨部部落が残るところで、鴨部郷は、伯耆國長田庄として記録に見えてくる。『吾妻鏡』の建久元年（一一九〇）十一月六日の条に「大舎人允藤原泰頼也、承鎌倉殿御上洛事、為御迎參向且為愁申伯耆國長田莊得替事也」（清水正健編『莊園志料』より引用）とある。伯耆國に長田の地名は汎入郡にもあるが、ここにいう長田庄は会見郡の長田と考えなければならないであろう。『莊園志料』では長田莊を説明して会見郡のうち、「馬佐良、八子、金崎、常清、金山、二升、江原、今長、篠相、掛合、福頼、落合、鴨部、能竹、加洋、信頼、定常、早田、大河内、笠畑、大木屋、赤谷、駢牛、入藏、伐株、道河内、武清（信か）、徳長、馬場、法正寺、西、網屋、鍋倉、与一谷三十四村を長田莊と言ふ」としている。

『莊園志料』が何を根拠に三十四の村々をあげたか明らかにしていないが、福頼村をあげているところからすると『伯耆志』によつたものと考えられる。『伯耆民談記』では、福頼村ではなく京乗寺村（経乗寺）となつておらず、『鳥取藩史』（民政志十の村落表による）と福頼村はもと京乗寺村（経乗寺村）であり、文化十二年（一一八五）に福頼村と改称し、幕府には天保五年（一一八三四）に届けたと説明されている。したがつて『莊園志料』が説明している長田庄の範囲とその中の村々は、近世の史料によつたものであり、中世における状態とみるとることはできないとしても、鴨部、法正寺等多くの集落はその起源を古代ないし中世にもつ古い村落であつたと考えられる。

古代において鴨部郷であった地域は、鎌倉時代に入ると藤原泰頼を領主とす

る莊園になっていた。長田莊の成立は、建久元年以前であろうが、とにかくこのころには長田莊をめぐって争いがあり、領主泰頼は將軍頼朝に訴えているのである。長田莊がその後どのように展開するか明らかではないが、加洋村白山神社に伝わる鉄仏光背銘に「元応二庚申四月十一日、大願主藤原氏女、大僧房藤原泰親」とある。建久元年から元応二年（一一三〇）まで一二〇年間のへだたりがあるが、この泰親は泰頼の後をついだ人物の一人であったであろう。こ

### 3. 西伯町全図



の間のことは『西伯町誌』(西伯町役場、昭和五十年刊)がくわしいのでそれについて、この長田庄については、名和長年が洋入郡名和庄移住前の居住地であるとする説がある。(平泉澄著『名和世家』)、『西伯町誌』は、とるにたらない説と否定し、『鳥取県史』(鳥取県、昭和四八年刊)は、「名和氏の元の居住地が洋入郡長田、会見郡長田いずれの地であつたか確定できない。」としている。

『伯耆民談記』・『伯耆志』によると、中世末期から近世初期の会見郡は、中間庄・敷屋庄・八幡庄・星川庄・小松庄・長田庄・阿賀庄・福田庄・富田庄・榎原庄・宗像庄・犬田庄・長砂庄・勝田庄(『伯耆志』による。)の十四庄がある。もともと、この郷庄保については、『伯耆民談記』では三郷十庄になっている。もとに、『鳥取藩史』民政志十の村落表では三郷十一庄となっている。つまり、諸書より郷庄保の数・範囲・呼称に差があり、それが正しいのかにわかに決し難い。しかし、長田庄・永田庄の用字のちがいはあるにしても、この庄の範囲は三書とも三十四ヶ村で一致している。長田庄三十四ヶ村は、

与一谷 鍋倉 紺屋 西 馬場 德長 武信(竹延) 道河内 伐株(切喰)

法勝寺(法性寺) 落合 経乗院(京乗院) 挂相 馬佐良 篠生(篠相) 佐

僧) 今長 江原 金崎 八子 二升 常清 金山 鴨部(加茂) 能竹 賀

祥(加正) 信頼(信寄) 入蔵 定常 駢牛 赤谷 早田 大河内 篠畑

大木屋

の村々である。これ等の村々は、先にものべたように、あるいは古代に、あるいは中世にその起源をもつ集落が多く、しかも近世・近代を通じて大きく変化することなく、ほとんど全部の村落が現在につづき、現在の西伯町の大部分の地域を構成している。

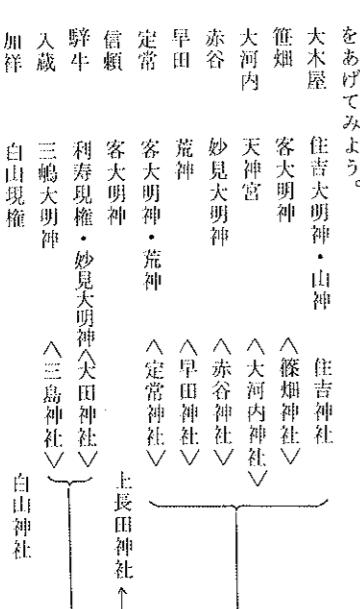
現在の西伯町は、昭和三〇年三月三〇日、旧西伯郡天津村・大國村・法勝寺村・上長田村・東長田村の五カ村が合併して成立した。五カ村のうち法勝寺・上長田・東長田の三か村と大國村の半分が長田庄の範囲である。西伯町の役場は法勝寺にあり、その他の公共施設等も法勝寺に多く、法勝寺はこの町の中心地である。法勝寺がこの地域の中心的村落となるのは、近世またはそれ以前からである。近世においては、馬次の場所であり、藩の制札場・御茶屋が置かれた宿場の要素の強い在郷町として発展した。安政三年(一八五六)には宿送縄

場に指定され、同五年には奥会見郡都役所が、さらに慶応元年(一八六五)には番所が設置され、明治三年(一八七〇)には法勝寺村から法勝寺宿と改められている。(『鳥取藩史』民政志十)とにかく、近世の法勝寺村は、奥会見地方(会見郡は郡域が広いため幕末には口会見郡と奥会見郡の二郡に分けた)の中心地であった。

法勝寺が奥会見地域の中心地、つまり、長田庄の中心地となるのは、近世よりさらに以前とみなければならぬ。長田庄八幡宮に残る最古の棟札は康永二年(一三四二)のものであり、また、応仁文明の乱後、伯耆でも守護職をめぐる一族の争いがあり、伯耆の国人は山名元之を擁して守護山名政之と対立し、文明十二年(一四八〇)九月十四日、政之は但馬守護山名政豊の援軍を得て、元之の拠っていた法勝寺城を攻めたが、容易に攻略できなかつたこともある。(『鳥取県史』2中世)、法勝寺は、鎌倉時代には長田庄の中心であり、南北朝、室町時代を通して奥会見の重要拠点ともなつた所である。さらに、戦国時代には、伯耆に進攻した尼子氏は、法勝寺に菩提寺を設け、これを厚く保護するなど西伯者の重要拠点として位置は変わらなかつた。このような法勝寺村の八幡は、村の産土神であるとともに、長田庄の産土神でもあつたのである。

#### 4. 長田庄の村々と産土神

主として『西伯町誌』や『伯耆国神社祭日牒』によりながら長田庄の産土神をあげてみよう。





十社	神社 山神 祇園天王社 妙劔大明神社	十一社
二社	絹屋村 森脇大明神社 荒神 荒神 山神 御崎社 御崎 火乱神	二社
江原村	伊勢大神社 荒神社 御崎社 御崎社 幸神 山神 伽覽神 権現	七社
今長村	田中大明神社 荒神社 荒神社 御崎 七神 幸神 山神 伽覽神 権現	六社
金崎村	山神 幸神	三社
鴨部村	C祠官中林求馬持宮（二一社）	五社
大木屋村	住吉大明神社 山神社 幸神 荒神 天神 御崎大明神社	九社
鍋倉村	荒神 御崎大明神 山神 七神 幸神	八社
D祠官平井伊勢持宮（一四三社）	法勝寺村 伊勢宮社	地主神
法勝寺村	荒神 山神 下恵美須社 客大明神社	五社
西村	荒神 山神	武信村
賀祥村	荒神 山神 山神 幸神 於賀神 金屋子神	道河内村
鴨部村	伊勢大神宮社 荒神 山神 御崎大明神社	伐株村
能竹村	荒神 山神 山神 幸神	山神社 御崎 荒神 加羅牛神
信頼	客大明神社 荒神 山神 地主神社	落合村
定常村	荒神 幸神 若宮	新八幡宮社 荒神社 客大明神 御崎 山神 高宮大明神社
早田村	荒神宮社 荒神宮社 荒神 荒神 山神 御崎	二社
大河内村	天神宮社 客大明神社 荒神 山神 御崎 御崎 幸神	七社
篠畠村	荒神 客大明神 山神 御崎	一社
赤谷村	荒神 幸神 荒神 山神	六社
三嶋大明神社	熊野權現社 山神社	二升村
利壽權現社	子持大明神社 妙劍大明神社 稲荷大明神社 荒神	金山村
荒神	荒神 御崎 御崎 貴布祢大明神社 山神 出神	牛子大明神社 荒神社 若宮 山神社 山神 天神社 御崎 客大
入藏村	三嶋大明神社 熊野權現社 荒神 荒神 荒神 荒神	明神 幸神 錬倉大明神社
		（ゴヂック体は村氏神・村産土神）
		十社
		三社
		一社
		八社
		四社
		五社
		六社
		七社
		八社
		九社
		十社
		十一社
		十二社
		十三社
		十四社
		十五社
		十六社
		十七社
		十八社
		十九社
		二十社
		廿一社
		廿二社
		廿三社
		廿四社
		廿五社
		廿六社
		廿七社
		廿八社
		廿九社
		三十社
		卅一社
		卅二社
		卅三社
		卅四社
		卅五社
		卅六社
		卅七社
		卅八社
		卅九社
		四十社
		四十一社
		四十二社
		四十三社
		四十四社
		四十五社
		四十六社
		四十七社
		四十八社
		四十九社
		五十社
		五十一社
		五十二社
		五十三社
		五十四社
		五十五社
		五十六社
		五十七社
		五十八社
		五十九社
		六十社
		六十一社
		六十二社
		六十三社
		六十四社
		六十五社
		六十六社
		六十七社
		六十八社
		六十九社
		七十社
		七十一社
		七十二社
		七十三社
		七十四社
		七十五社
		七十六社
		七十七社
		七十八社
		七十九社
		八十社
		八十一社
		八十二社
		八十三社
		八十四社
		八十五社
		八十六社
		八十七社
		八十八社
		八十九社
		九十社
		九十一社
		九十二社
		九十三社
		九十四社
		九十五社
		九十六社
		九十七社
		九十八社
		九十九社
		一百社

## あとがき

平井家文書は数量こそ少ないが、本館が収集した最初の社家文書ということもあって、全文書の写真版を載せた。平井氏から寄贈を受けてから五年の歳月を経てやっと報告書が出来た。整理に長年月がかかったことをおわびしなければならない。

平井家文書は、神道裁許状が中心である。神道裁許状の解説は、安津素彦氏編「神道辞典」（堀書店刊行）の西田氏執筆による「神道裁許状」の項目をほゞそのまま転載させていただいたことを明記し、安津・西田両氏に礼のお礼としている。

この報告書の作成には福井淳人・山根文子があたった。おくればせながら報告書を刊行し、平井氏に感謝の意を表わす次第である。

「神社改帳」によれば持宮の総数は中林播磨守が八〇社（但し、Aの持方の神社も含めての数字）、中林求馬が二一社、平井伊勢が一三八社となっている。計算の合わないところもあるが、それは追究しないでおく。ところが安政四年閏五月に持宮の移動があり、中林播磨が一〇三社、中林求馬は二一社で変らず、平井伊勢が一二六社となっている。播磨の持宮の増加は、それまで大宮司中林播磨守、祠宮平井伊勢で持っていたところが、中林播磨の一手作廻になつたと考えられる。と、西村・加祥村・絹屋村等の平井の持宮が中林の持宮に移されたことによるものである。この移動は「御裁許之上」とあるから、八幡宮の社家両家の間に何らかの確執があり、争論の裁許としての結果とみなければならない。したがって、文久三年の神道裁許状は絹屋村が落ちて二二社となつたと考えられる。加祥村と西村は村の氏神なり産土神は本来両家の作廻であり、平井家の神道の裁許状にはのつていなかつたもので、平井両の両村での持宮は撰社・末社である。明治になつての中林家の動向は全くわからない。平井家も社家をやめ、現在では長田神社の社家は今岡莊吾氏であり、今岡家はもと陰陽師として法勝寺村にいた家である。

発行月日 昭和五十六年三月三〇日	昭和五十五年度
資料調査報告書第八集	—会見郡長田庄社家
発行所 平井家文書	鳥取県立博物館
印刷所 日ノ丸印刷株式会社	鳥取市東町二丁目一二四 〒六八〇 番〇八五七 二六〇四二